

2013年 月 日

広島高等裁判所松江支部 御中

**「児童手当狙い撃ち事件」**

**児童手当法の趣旨を守る判決要請署名**

平成25年3月29日、鳥取地方裁判所（和久田斉裁判長）は、『平成21年（行ウ）第3号 滞納処分取消等請求事件』（『児童手当狙い撃ち事件』という）の「判決」において、鳥取県に対し差し押さえた金員（児童手当金を含む）の返還と慰謝料等の支払いを命じました。

「判決」は、県税務行政の違法性を次のように認定しました。

- ①「・・・実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があった・・・」
- ②「・・・職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件差押処分を執行した」③「(税務職員)曖昧な証言に終始しており、供述態度も芳しくない」④「・・・原告は、本件差押処分によって、子を持つ父親として多大な精神的苦痛を被ったと認めるに難くない。」等々。

ところが、鳥取県は4月12日、広島高等裁判所松江支部に「控訴」しました。

私たちは下記理由からも「控訴」に反対しています。

- ①児童手当は子どものために使うもの②「差し押さえ禁止財産でも預金口座に振り込まれれば差し押さえできる」という論理が徴収現場に浸透すれば、児童手当等の差し押さえ禁止の法令上の規定が実質的に無効になってしまう。

この裁判は、全国的にも大きな注目を集めています。貴法廷におかれましても、是非とも児童手当法の趣旨が守られる判決を下していただきますようお願いいたします。

氏 名	住 所

【鳥取県児童手当差押え訴訟】原告を支援する会（鳥取市西品治 105-26 鳥取県民主商工会連合会気付）

※締め切り 7/1（月）必着。